

入札説明書

奈良県が委託する事業に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義がある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

令和2年1月17日

2. 事業内容

（1）事業名

医薬品等電子申請オンラインシステム機器等の借入れ

（2）業務内容

- ・ 機器等の仕様（別紙）に記載する機器等の賃貸借
- ・ 機器等の搬入、設置、機器等と他機器間とのオンライン接続及びデータ移行等
- ・ 機器等の保守

入札は、運搬・納入費等必要となる諸経費一切を含めた総額で行います。

（3）契約期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日（60か月）

（4）履行場所

奈良県福祉医療部医療政策局薬務課内（奈良県庁本庁舎 3階）

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しないこと。
- （2） 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県公告第

425号)による競争入札参加資格者で、営業種目「O1 賃貸業務」に登録している者であること。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の最終日から入札までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(4) 公告日から過去5年間において、国又は地方公共団体から、機器の借りにかかる長期契約業務を受託し、誠実に履行した実績がある者であること。

4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、3の(4)を証明する書類として、契約履行実績証明書(様式1)、契約書の写し及び履行実績が分かる書類(ない場合は、履行完了したことの申出書)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

<提出期限及び場所>

・提出期限：令和2年1月30日(木)午後4時まで(土曜、日曜日及び祝日を除きます。)

・場 所：〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部医療政策局薬務課 振興係(奈良県庁本庁舎 3階)

TEL 0742-27-8673(ダイヤルイン)

<提出方法>

・持参又は郵送

・郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限の前日までに必着のこと。また、封筒に「医薬品等電子申請オンラインシステム機器等の借りに係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。

<その他>

・申請書類等の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。

・提出された申請書類等は、返却しません。

・提出された申請書類等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

・奈良県から申請書類等に関し説明を求められた場合、それに応じなければなりません。

5. 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を、令和2年2月5日（水）までにFAXにより通知します。

6. 入札方法

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書（様式2）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。入札書は、再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2枚用意してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式3）を入札書と同時に提出してください。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載し、その下に代理人の氏名を記載のうえ、委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。
- (6) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書が必要となりますので、1部用意して下さい。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。
- (8) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

7. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部医療政策局薬務課 振興係（奈良県庁本庁舎 3階）

TEL 0742-27-8673（ダイヤルイン）

FAX 0742-27-3029

(2) 入札の日時及び場所

令和2年2月10日（月） 午後2時

奈良県庁本庁舎6階 入札室

(3) 郵便による入札

ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「医薬品等電子申請オンラインシステム機器等の借入れに係る入札書」と朱書きして、令和2年2月7日（金）までに（1）に到着するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、ただちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵送を認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「医薬品等電子申請オンラインシステム機器等の借入れに係る入札書（初度入札）」および「医薬品等電子申請オンラインシステム機器等の借入れに係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」と各々朱書きして、令和2年2月7日（金）までに到着するようにしてください。

ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

- (4) 入札説明会
実施しません。

8. 補足

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。

- (2) 入札保証金
免除します。

- (3) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当する場合は免除します。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
(2) 奈良県契約規則第 7 条に該当する入札

詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。

ア 知事の定める入札条件に違反した入札

イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札

ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

エ 同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札

オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
(4) その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、7 の (3) に該当する場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場

合があります。

- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目の）入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式4）を提出してください。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときには、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

11. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。従って、8の(3)で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

12. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は、資材及び原料品の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) ～ (5) のいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) ～ (5) のいずれかに該当するものをその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13. 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、12の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

14. その他

- (1) 仕様に関して疑義が生じた場合は、質疑書（様式5）に必要事項を記入し、次に示す連絡先にFAXで送信してください。受付期間は、令和2年1月31日（金）正午までとし

ます。それ以降の質疑は受け付けません。本入札に関する質疑であって、仕様書等の内容からは判断できない、もしくは判断が困難な質疑については、その回答を2月5日(水)午後5時までに奈良県薬務課のホームページに掲載します。

FAX : 0742-27-3029

URL : <http://www.pref.nara.jp/54297.htm>

- (2) 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。
- (3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (5) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。